

(資料 1)

愛知県女性総合センター案内図



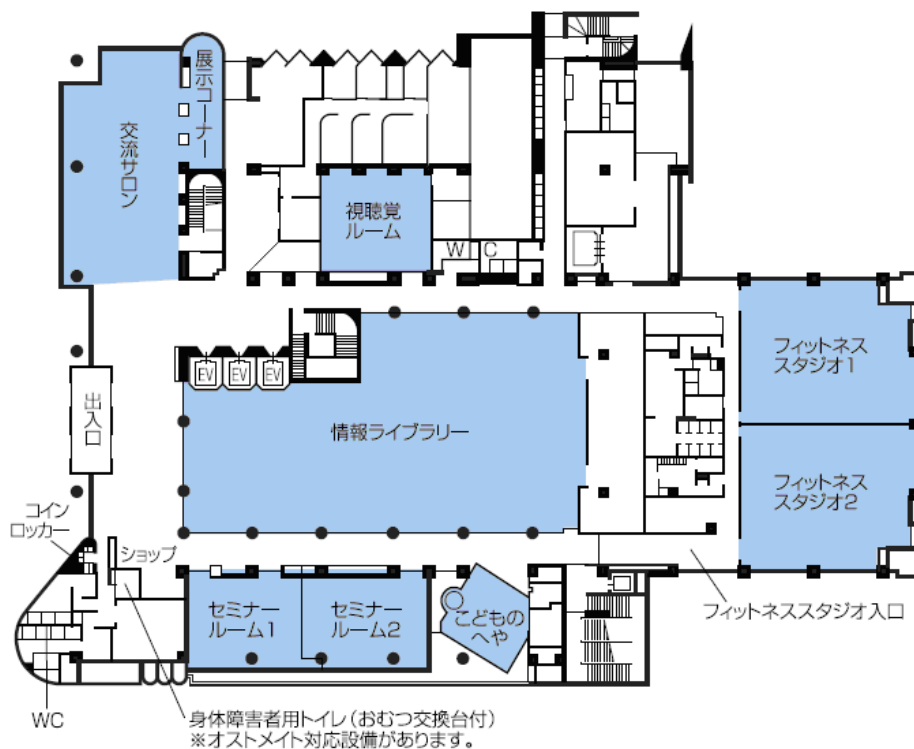
愛知県女性総合センター（ウィルあいち）

ホームページアドレス <http://www.will.pref.aichi.jp/>

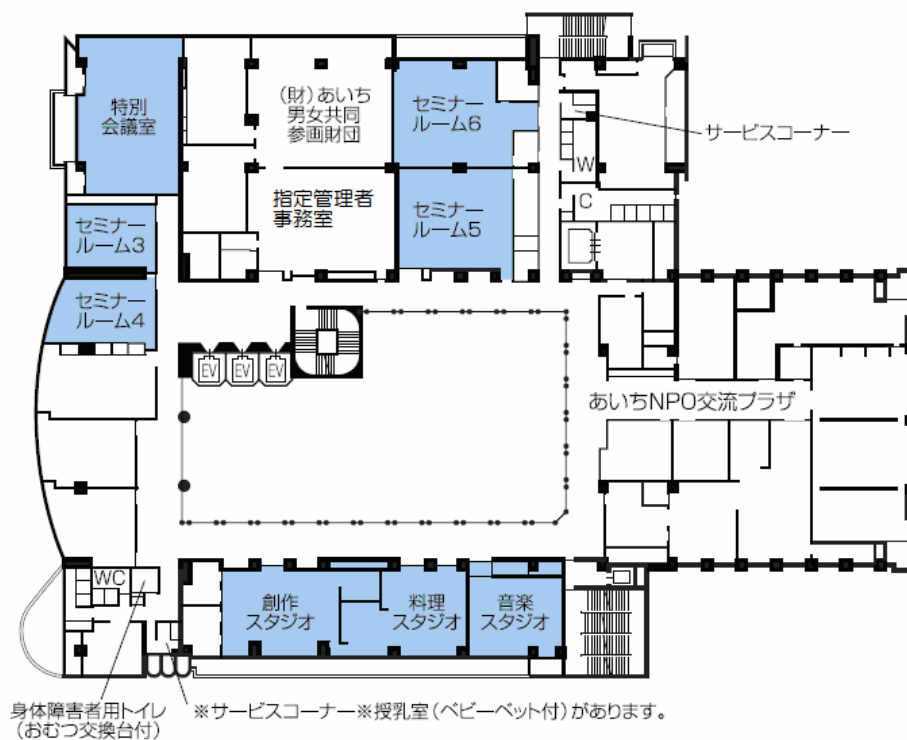
(資料2)

愛知県女性総合センター 平面図

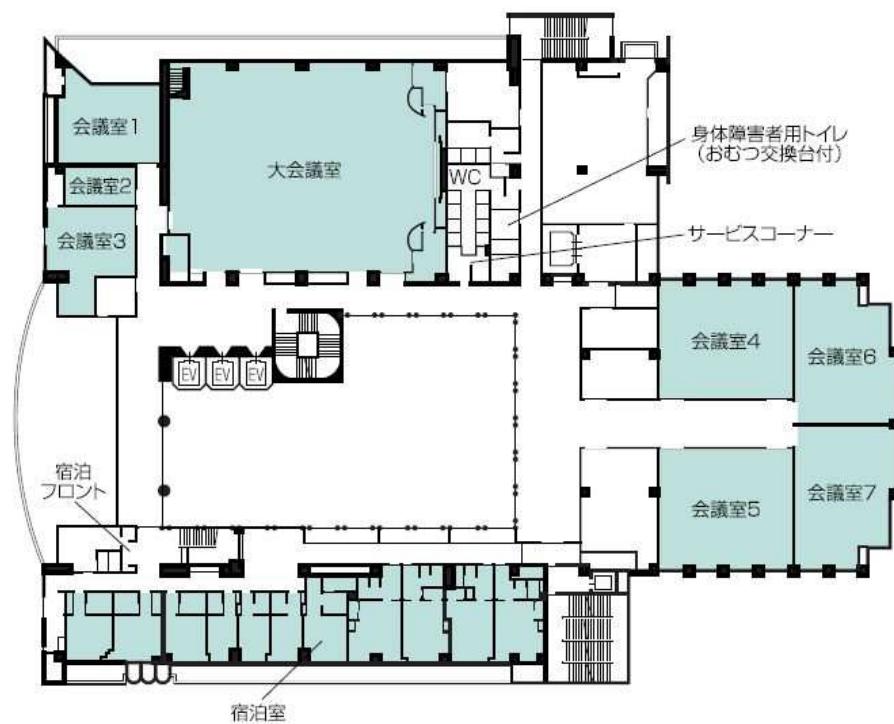
1F



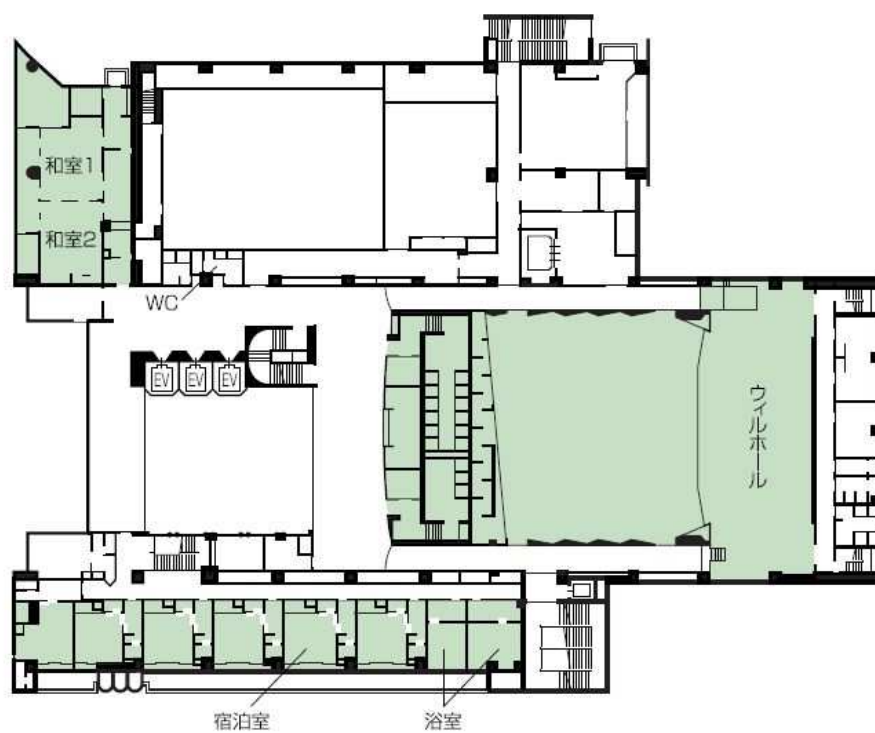
2F



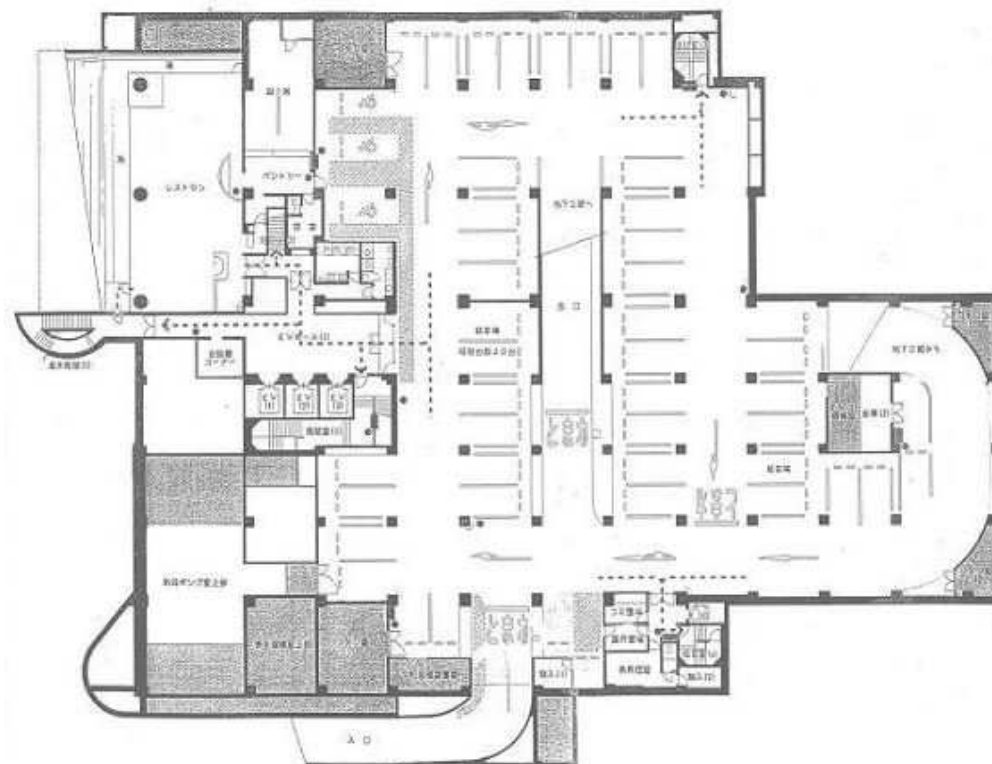
3F



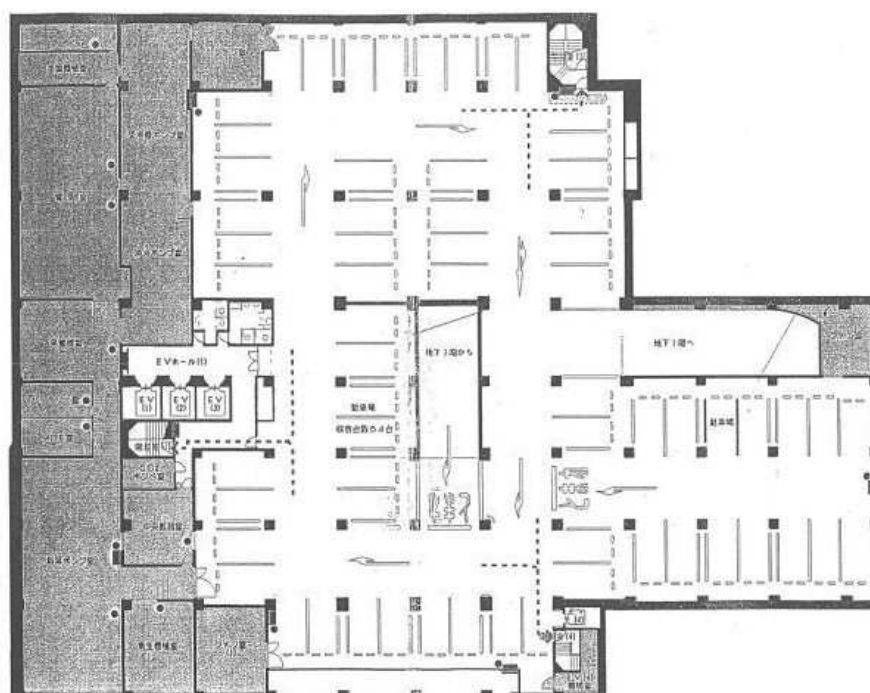
4F



地下 1F



地下 2F



(資料3)

愛知県女性総合センターの利用状況

施設名			区分	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	5年間平均
開館日数(日)				346	346	346	347	156	308
ホール・会議室等	ウィルホール	件数(件)		155	195	124	97	101	134
	定員800人	人数(人)		47,439	70,439	41,627	24,349	34,951	43,761
	利用区分(午前・午後・夜間)	稼働率(%)		14.9	18.8	11.9	9.3	21.6	15.3
	大会議室	件数(件)		158	239	138	163	123	164
	定員252人(椅子席のみ360人)	人数(人)		21,501	30,724	17,149	23,103	17,870	22,069
	利用区分(午前・午後・夜間)	稼働率(%)		15.2	23.0	13.3	15.7	26.3	18.7
	特別会議室	件数(件)		87	121	194	183	82	133
	定員63人	人数(人)		3,012	4,110	7,508	7,675	3,490	5,159
	利用区分(午前・午後・夜間)	稼働率(%)		8.4	11.7	18.7	17.6	17.5	14.8
	会議室1	件数(件)		172	211	207	231	91	182
	定員24人	人数(人)		2,354	3,019	2,928	3,096	1,329	2,545
	利用区分(午前・午後・夜間)	稼働率(%)		16.6	20.3	19.9	22.2	19.4	19.7
	会議室2	件数(件)		232	256	327	348	141	261
	定員15人	人数(人)		1,663	1,769	2,421	2,671	1,120	1,929
	利用区分(午前・午後・夜間)	稼働率(%)		22.4	24.7	31.5	33.4	30.1	28.4
	会議室3	件数(件)		158	175	218	228	85	173
	定員24人	人数(人)		2,154	2,269	2,819	3,338	1,217	2,359
	利用区分(午前・午後・夜間)	稼働率(%)		15.2	16.9	21.0	21.9	18.2	18.6
	会議室4	件数(件)		133	179	213	201	80	161
	定員42人	人数(人)		3,521	4,782	5,532	6,127	2,726	4,538
	利用区分(午前・午後・夜間)	稼働率(%)		12.8	17.2	20.5	19.3	17.1	17.4
	会議室5	件数(件)		130	190	226	204	91	168
	定員48人	人数(人)		3,862	5,810	6,823	6,977	3,131	5,321
	利用区分(午前・午後・夜間)	稼働率(%)		12.5	18.3	21.8	19.6	19.4	18.3
	会議室6	件数(件)		135	163	205	185	74	152
	定員36人	人数(人)		3,051	3,598	4,593	4,583	2,029	3,571
	利用区分(午前・午後・夜間)	稼働率(%)		13.0	15.7	19.7	17.8	15.8	16.4
	会議室7	件数(件)		125	150	173	188	85	144
	定員48人	人数(人)		3,082	3,735	4,182	5,211	2,643	3,771
	利用区分(午前・午後・夜間)	稼働率(%)		12.0	14.5	16.7	18.1	18.2	15.9
	セミナールーム1	件数(件)		153	196	264	255	122	198
	定員51人	人数(人)		5,866	8,127	11,952	13,233	6,262	9,088
	利用区分(午前・午後・夜間)	稼働率(%)		14.7	18.9	25.4	24.5	26.1	21.9
	セミナールーム2	件数(件)		125	167	245	231	112	176
	定員48人	人数(人)		1,475	1,744	2,133	2,296	1,438	1,817
	利用区分(午前・午後・夜間)	稼働率(%)		12.0	16.1	23.6	22.2	23.9	19.6
	セミナールーム3	件数(件)		241	241	322	284	126	243
	定員27人	人数(人)		2,972	2,880	3,281	3,066	1,387	2,717
	利用区分(午前・午後・夜間)	稼働率(%)		23.2	23.2	31.0	27.3	26.9	26.3
	セミナールーム4	件数(件)		185	260	219	218	100	196
	定員30人	人数(人)		2,400	2,512	2,745	3,217	1,639	2,503
	利用区分(午前・午後・夜間)	稼働率(%)		17.8	25.0	21.1	20.9	21.4	21.3
	セミナールーム5	件数(件)		202	178	113	144	82	144
	定員54人	人数(人)		4,772	4,124	2,902	2,933	2,239	3,394
	利用区分(午前・午後・夜間)	稼働率(%)		19.5	17.1	10.9	13.8	17.5	15.8
	セミナールーム6	件数(件)		174	200	251	222	73	184
	定員54人	人数(人)		4,291	4,838	6,813	6,101	2,378	4,884
	利用区分(午前・午後・夜間)	稼働率(%)		16.8	19.3	24.2	21.3	15.6	19.4

ホール・会議室等	セミナールーム 6	件 数 (件)	174	200	251	222	73	184
	定員54人	人 数 (人)	4,291	4,838	6,813	6,101	2,378	4,884
	利用区分 (午前・午後・夜間)	稼働率 (%)	16.8	19.3	24.2	21.3	15.6	19.4
	和室 1	件 数 (件)	292	338	373	344	158	301
	定員20人	人 数 (人)	2,461	2,829	3,113	3,334	1,760	2,699
	利用区分 (午前・午後・夜間)	稼働率 (%)	28.1	32.6	35.9	33.0	33.8	32.7
ホール・会議室等	和室 2	件 数 (件)	172	212	218	194	102	180
	定員20人	人 数 (人)	1,292	1,719	1,235	1,321	574	1,228
	利用区分 (午前・午後・夜間)	稼働率 (%)	16.6	20.4	21.0	18.6	21.8	19.7
	視聴覚ルーム	件 数 (件)	89	2,813	150	163	58	655
	定員46人	人 数 (人)	2,293	116	3,427	2,911	1,363	2,022
	利用区分 (午前・午後・夜間)	稼働率 (%)	8.6	271.0	14.5	15.7	12.4	64.4
	創作スタジオ	件 数 (件)	150	231	223	203	97	181
	定員36人	人 数 (人)	817	964	1,114	1,024	475	879
	利用区分 (午前・午後・夜間)	稼働率 (%)	14.5	22.3	21.5	19.5	20.7	19.7
	料理スタジオ	件 数 (件)	126	158	179	177	87	145
	定員20人	人 数 (人)	1,064	1,511	1,711	1,838	962	1,417
	利用区分 (午前・午後・夜間)	稼働率 (%)	12.1	15.2	17.2	17.0	18.6	16.0
	音楽スタジオ	件 数 (件)	77	171	175	193	72	138
	定員40人	人 数 (人)	1,474	3,043	3,213	3,148	942	2,364
	利用区分 (午前・午後・夜間)	稼働率 (%)	7.4	16.5	16.9	18.5	15.4	14.9
	計	件 数 (件)	3,471	7,044	4,757	4,656	2,142	4,414
運動施設	フィットネススタジオ 1	件 数 (件)	701	916	1,039	1,064	479	840
		人 数 (人)	14,729	20,793	20,661	21,336	10,081	17,520
	利用区分 (午前・午後・夜間)	稼働率 (%)	67.5	88.2	100.1	102.2	102.4	92.1
	フィットネススタジオ 2	件 数 (件)	609	771	888	914	386	714
		人 数 (人)	9,334	13,154	16,579	16,921	7,314	12,660
	利用区分 (午前・午後・夜間)	稼働率 (%)	58.7	74.3	85.5	87.8	82.5	77.8
	計	件 数 (件)	1,310	1,687	1,927	1,978	865	1,553
		人 数 (人)	24,063	33,947	37,240	38,257	17,395	30,180
		稼働率 (%)	63.1	81.3	92.8	95.0	92.4	84.9
宿泊室	宿泊日数 (日)		359	359	358	358	161	319
	和室 (11室)	件 数 (件)	472	703	1,207	2,264	1,106	1,150
	定員4人	人 数 (人)	731	1,183	2,245	4,136	2,109	2,081
	利用区分 (1室1泊)	稼働率 (%)	4.6	7.5	14.3	26.3	29.8	16.5
	洋室ツイン (4室)	件 数 (件)	162	214	283	468	240	273
	定員2人	人 数 (人)	229	313	377	719	355	399
	利用区分 (1室1泊)	稼働率 (%)	8.0	10.9	13.2	25.1	27.6	16.9
	洋室シングル (3室)	件 数 (件)	276	382	476	597	277	402
	定員1人	人 数 (人)	276	382	476	597	277	402
	利用区分 (1室1泊)	稼働率 (%)	25.6	35.5	44.3	55.6	57.3	43.7
	計	件 数 (件)	910	1,299	1,966	3,329	1,623	1,825
		人 数 (人)	1,236	1,878	3,098	5,452	2,741	2,881
	定員55人	稼働率 (%)	6.3	9.5	15.7	27.7	31.0	18.0
情報ライブラリー (無料)	開設日数 (日)		251	286	255	252	133	235
	入館者数 (人)		83,489	112,257	65,433	75,761	78,442	83,076
	レファランス数 (件)		2,142	2,811	3,152	2,727	1,682	2,503
	蔵書数 (計)		52,600	51,997	52,101	51,252	50,194	51,629
	図書	冊数 (冊)	43,716	43,165	43,338	42,555	41,610	42,877
	行政資料	冊数 (冊)	7,641	7,640	7,649	7,623	7,574	7,625
	ビデオ	本数 (本)	581	497	372	309	209	394
	DVD	本数 (本)	662	695	742	765	801	733
	貸出数 (計)		30,649	38,890	34,985	33,215	18,816	31,311
	図書・行政資料	冊数 (冊)	28,803	36,590	33,158	31,214	17,813	29,516
	視聴覚資料	本数 (本)	1,846	2,300	1,827	2,001	1,003	1,795

(資料4-1)

2025年5月現在

愛知県女性総合センター 利用料金

				下段は椅子席		時間外料金は、21時以降の延長の料金で30分毎								
室名		面積 (㎡)	定員 (人)	施設利用料金（上：女性団体、下：その他の者）						単位：円		主な用途		
				午前		午後		夜間		全日			時間外料金	
				9-12	13-17	18-21	9-21	9時以前	21時以降					
ウィルホール		1,805	800	28,600	38,300	38,300	94,900	9,500	12,600	講演会、演奏会、 コーラス、演劇				
大会議室		389	252	19,300	25,800	25,800	64,100	6,300	8,500	講演会、発表会、 会議、展示会				
			360	31,800	42,400	42,400	105,300	9,500	12,700					
特別会議室		123	63	7,100	9,600	9,600	23,800	3,200	3,200	会議				
				10,800	14,400	14,400	35,600	4,800	4,800					
会議室		1	66	24	2,600	3,500	3,500	9,100	800	1,100	会議、展示会、 発表会			
					4,000	5,300	5,300	13,500	1,200	1,600				
		2	21	15	800	1,100	1,100	2,800	300	400				
					1,200	1,500	1,500	4,100	400	500				
		3	62	24	2,600	3,500	3,500	9,100	800	1,100				
					4,000	5,300	5,300	13,500	1,200	1,600				
		4	117	42	4,800	6,300	6,300	16,000	1,500	1,900				
					54	7,100	9,600	9,600	24,100	2,300		3,100		
		5	117	54	4,800	6,300	6,300	16,000	1,500	1,900				
					7,100	9,600	9,600	24,100	2,300	3,100				
		6	103	36	4,100	5,500	5,500	14,100	1,300	1,700				
					48	6,300	8,500	8,500	21,100	1,900		2,800		
		7	103	48	4,100	5,500	5,500	14,100	1,300	1,700				
					6,300	8,500	8,500	21,100	1,900	2,800				
セミナールーム		1	85	51	3,400	4,600	4,600	11,700	1,100	1,400	講演、セミナー、 シンポジウム （教室形式）			
					5,200	6,900	6,900	17,500	1,600	2,200				
		2	84	48	3,400	4,600	4,600	11,700	1,100	1,400				
					5,200	6,900	6,900	17,500	1,600	2,200				
		3	47	27	1,800	2,400	2,400	6,300	600	800				
					2,800	3,800	3,800	9,500	900	1,200				
		4	52	30	1,900	2,600	2,600	6,900	600	800				
					3,100	4,100	4,100	10,500	1,000	1,200				
		5	89	54	3,500	4,800	4,800	12,100	1,100	1,400				
					5,300	7,300	7,300	18,300	1,700	2,300				
		6	97	54	3,900	5,200	5,200	13,200	1,200	1,600				
					5,900	7,900	7,900	20,000	1,800	2,500				
和室１・２		各37	各20	1,400	1,900	1,900	5,000	500	600	会議、茶道、 華道、書道				
				2,200	2,900	2,900	7,500	700	900					
視聴覚ルーム		106	46	3,500	4,600	4,600	11,500	1,300	1,800	映像を使用したセミ ナー等				
				5,200	6,900	6,900	17,300	2,100	2,800					
創作スタジオ		101	36	3,300	4,400	4,400	11,000	1,300	1,700	木工、手工芸品の 製作				
				4,900	6,500	6,500	16,500	1,900	2,600					
		一般利用		1人2時間につき 100										
料理スタジオ		75	20	2,300	3,300	3,300	8,100	1,000	1,300	料理、お菓子作り				
				3,700	4,900	4,900	12,200	1,400	1,900					
音楽スタジオ		58	40	1人2時間につき 100										
				2,600	3,700	3,700	9,300	1,100	1,400	音楽の演奏、練習				
				4,100	5,400	5,400	13,500	1,600	2,200					
フィットネススタジオ１・２		各179	各40	2時間につき3,400						フィットネス等の各 種軽運動				
宿 泊	和室 （定員4人、トイレ、冷蔵庫付）	33	11室	1人1泊あたり	1人利用 4,200 3人利用 3,600	2人利用 3,800 4人利用 3,000	研修向きの宿泊施設							
	洋室ツイン （バス、トイレ、冷蔵庫付）	23	4室	1人1泊あたり	1人利用 4,900	2人利用 3,900								
	洋室シングル （バス、トイレ、冷蔵庫付）	16	3室	1人1泊あたり	4,500									
地下駐車場				30分あたり200										

ウィルホール 備品・利用料金表

				1区分の料金とする(午前で1回、午後で1回、夜間で1回とするもの)		利用料金(単位:円)		ホール
						女性団体	一般の方	
無料備品	施設固有	演台・司会者台・花台・めくり台		-	-	-	-	○
		出演者用会議机		-	-	-	-	○
		有線マイク		-	-	-	-	3本まで
		スクリーン		-	-	-	-	○
		平台・箱足・開き足		-	-	-	-	○
		合唱台(6台)		-	-	-	-	○
		譜面台・指揮者台		-	-	-	-	○
		音響反射板 *1		-	-	-	-	○
		音響機器(CD、カセットデッキ、MD)		-	-	-	-	○
	共用	展示パネル *2		-	-	-	-	○
		ホワイトボード *2		-	-	-	-	○
有料備品	施設固有	ワイヤレスマイク		1,100	1,600			4本まで
		有線マイク(無料分3本を超えると1本につき)		600	900			○
		スライド映写機		1,000	1,400			○(光学式)
		OHP		800	1,100			○(光学式)
		照明装置 Aセット		12,500	18,700			○
		照明装置 Bセット		6,200	9,300			○
		35mm映写機 *3 *4		7,100	10,600			○
		16/35mm兼用映写機 *3 *4		7,100	10,600			○
		コンサートピアノ(スタインウェイD-274) *5		9,500	14,200			○
		セミコンサートピアノ(ヤマハS6) *5		3,400	5,200			○
		電子オルガン(ヤマハエレクトーンELX-1、アンプ付)		3,400	5,200			○
	共用	DVDプレーヤー *2		800	1,100			○
		持込機材電気使用料		1kw1時間当たり 40				○

大会議室・会議室等 備品・利用料金表

				1区分の料金とする(午前で1回、午後で1回、夜間で1回とするもの)		利用料金(単位:円)		大会議室		会議室1-3 特別会議室		会議室4・5		会議室6・7		セミナールーム 1・2		セミナールーム 3-6	
						女性団体	一般の方												
無料備品	施設固有	ホワイトボード		-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○※1	○	○※1	○
		演台		-	-	○	○	○	×	(特会○)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		司会者台・花台		-	-	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		出演者用会議机		-	-	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		有線マイク(2本まで) ※2		-	-	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	○※3	×	×	×
		スクリーン		-	-	○	○	○	○※4	○	○	○	○	○	○	○※4	○	○※4	○
		ビクチャーレール		-	-	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○(1面)	×	×	×
		茶釜・炉・茶道具、華道具		-	-	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		調理器具・食器類		-	-	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		金・木工具、ミシン・被服机等		-	-	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		譜面台		-	-	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	共用	展示パネル ※5		-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		ホワイトボード ※5		-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
有料備品 ※2	施設固有	ワイヤレスマイク ※6		1,100	1,600	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○※3	×	×	×
		カセットデッキ		1,100	1,600	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○※3	×	×	×
		ODプレーヤー		1,100	1,600	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○※3	×	×	×
		プロジェクター		800	1,100	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		ビデオデッキ		800	1,100	○※7	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		16mm映写機 ※8 ※9		3,900	5,900	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		スライド映写機(光学式) ※10		1,000	1,400	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		OHP ※11		800	1,100	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		OHC(プロジェクター使用式) ※10		800	1,100	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		アップライトピアノ		1,100	1,600	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	共用 ※5	ワイヤレスマイク ※12		1,100	1,600	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○
		ビデオデッキ(TV付き)		800	1,100	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		DVDプレーヤー(TV付き)		800	1,100	○※7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		プロジェクター		800	1,100	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		スライド映写機(光学式)		1,000	1,400	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		OHP(光学式)		800	1,100	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	持込機材電気使用料			1kw1時間あたり 40		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

会議室等 備品・利用料金表

1区分の料金とする(午前で1回、午後で1回、夜間で1回とするもの)

			利用料金(単位:円)		和室1・2	視聴覚ルーム	創作スタジオ	料理スタジオ	音楽スタジオ	フィットネス スタジオ1・2
			女性団体	一般の方						
無料 備品	施設 固有	ホワイトボード	-	-	×	○	○※1	○※1	○※1	×
		演台	-	-	×	○	×	×	×	×
		司会者台・花台	-	-	×	×	×	×	×	×
		出演者用会議机	-	-	×	×	×	×	×	×
		有線マイク(2本まで) ※2	-	-	×	×	×	×	○	×
		スクリーン	-	-	×	○	○※4	×	○※4	×
		ピクチャーレール	-	-	×	×	×	×	×	×
		茶釜・炉・茶道具、華道具	-	-	○	×	×	×	×	×
		調理器具・食器類	-	-	×	×	×	○	×	×
		金・木工具、ミシン・被服机等	-	-	×	×	○	×	×	×
		譜面台	-	-	×	×	×	×	○	×
	共用	展示パネル ※5	-	-	×	○	○	×	○	×
		ホワイトボード ※5	-	-	×	○	○	○	○	○
有料 備品 ※2	施設 固有	ワイヤレスマイク ※6	1,100	1,600	×	○	×	×	×	○
		カセットデッキ	1,100	1,600	×	○	×	×	○	○
		CDプレーヤー	1,100	1,600	×	○	×	×	○	○
		プロジェクター	800	1,100	×	○	×	×	×	×
		ビデオデッキ	800	1,100	×	○	×	×	×	×
		16mm映写機 ※8 ※9	3,900	5,900	×	×	×	×	×	×
		スライド映写機(光学式) ※10	1,000	1,400	×	○	×	×	×	×
		OHP ※11	800	1,100	×	×	×	×	×	×
		OHC(プロジェクター使用式) ※10	800	1,100	×	○	×	×	×	×
		アップライトピアノ	1,100	1,600	×	×	×	×	○	×
	共用 ※5	ワイヤレスマイク ※12	1,100	1,600	○	×	○	×	×	×
		ビデオデッキ(TV付き)	800	1,100	×	×	○	×	○	○
		DVDプレーヤー(TV付き)	800	1,100	×	○	○	×	○	○
		プロジェクター	800	1,100	○	×	○	×	○	○
		スライド映写機(光学式)	1,000	1,400	×	×	○	×	○	○
		OHP(光学式)	800	1,100	×	○	○	×	○	○
	持込機材電気使用料		1kw1時間あたり 40		○	○	○	○	○	○

(資料4-2)

過去3か年の利用料金収入

(単位：千円)

区分	2022年度	2023年度	2024年度
ホール・会議室等	54,439	52,914	33,388
運動施設	8,846	8,942	3,950
宿泊室	11,930	20,694	10,335
附属設備・電力	5,852	5,752	4,093
駐車場	15,628	15,609	10,724
合計	96,695	103,911	62,490

(資料 4-3)

施設別利用件数・利用料金明細 (2024年度)

区分		利用時間帯数 (件) (注 1)				(注 2)	利用件数 (件)			利用金額 (円)		
		午前	午後	夜間	合計	(全日)	女性団体	その他の者	合計	女性団体	その他の者	合計
ホール、 会議室	ホール	74	85	36	195	23	22	79	101	1,490,500	7,857,100	9,347,600
	大会議室	94	114	44	252	33	32	91	123	1,448,300	7,128,400	8,576,700
	特別会議室	54	76	33	163	21	13	69	82	202,900	1,784,300	1,987,200
	会議室 1	56	78	21	155	16	20	71	91	106,900	567,700	674,600
	会議室 2	81	88	47	216	20	26	115	141	32,500	253,600	286,100
	会議室 3	52	71	21	144	15	13	72	85	78,800	563,100	641,900
	会議室 4	49	68	24	141	13	21	59	80	223,500	870,700	1,094,200
	会議室 5	51	80	31	162	20	16	75	91	169,800	1,120,700	1,290,500
	会議室 6	44	67	20	131	15	23	51	74	216,000	662,700	878,700
	会議室 7	65	78	18	161	13	26	59	85	227,000	852,800	1,079,800
	セミナールーム 1	80	103	33	216	15	27	95	122	169,700	1,074,200	1,243,900
	セミナールーム 2	77	99	30	206	17	21	91	112	138,900	1,052,500	1,191,400
	セミナールーム 3	62	96	29	187	13	31	95	126	77,100	511,300	588,400
	セミナールーム 4	60	80	20	160	12	22	78	100	85,000	450,300	535,300
	セミナールーム 5	61	68	8	137	5	16	66	82	121,900	680,900	802,800
	セミナールーム 6	45	63	12	120	7	16	57	73	116,700	639,600	756,300
	和室 1	93	84	47	224	13	67	91	158	112,800	399,200	512,000
	和室 2	57	62	31	150	10	36	66	102	65,800	281,800	347,600
	視聴覚ルーム	43	44	5	92	2	4	54	58	24,300	522,500	546,800
	創作スタジオ	18	12	1	31	0	8	89	97	35,200	164,300	199,500
	料理スタジオ	43	55	7	105	2	24	63	87	97,000	332,600	429,600
	音楽スタジオ	38	43	12	93	2	30	42	72	149,700	228,000	377,700
運動施設	フィットネス 1	0	0	0	0	0	190	289	479	649,400	1,496,000	2,145,400
	フィットネス 2	0	0	0	0	0	63	323	386	221,000	1,584,400	1,805,400
宿泊室	和室	-	-	-	-	-	34	1,072	1,106	285,600	7,294,000	7,579,600
	洋室ツイン	-	-	-	-	-	14	226	240	83,100	1,426,400	1,509,500
	洋室シングル	-	-	-	-	-	19	258	277	85,500	1,161,000	1,246,500

(注) 1 利用単位別件数では、「女性団体」と「その他の者」を区分した統計がない。

また、例えば、午前と午後を通して利用した場合、利用単位別では午前 1 件、午後 1 件でカウントし、利用件数では通しで 1 件とカウントしている。

(注) 2 (全日) とは午前から夜間までを通して利用した件数で、再掲である。(午前・午後・夜間にそれぞれカウント済み)

(資料5)

愛知県女性総合センターの収支状況

(単位:千円)

区 分			2022 年度実績	2023 年度実績	2024 年度実績
収入	利用料金等	利用料金収入	96,695	103,911	62,492
		指定管理料	251,434	237,228	281,180
		その他	360	173	280
		収入計(a)	348,489	341,312	343,952
支出	管理運営費	人件費	93,161	93,582	97,420
		清掃費	23,602	24,262	24,869
		設備保守点検運 転管理費	66,315	70,752	62,409
		警備費	23,588	24,644	25,370
		修繕費	10,451	10,460	7,290
		その他施設管理 費	18,799	21,138	11,930
		光熱水費	68,218	56,877	57,074
		運営費	32,501	27,146	21,614
		管理運営費(支出)計(b)	336,635	328,861	307,976
	収支差(a)－(b)			11,854	12,451

*収支差は前年度繰越金で対応

(資料6)

地方自治法（抜粋）

第10章 公の施設

(公の施設)

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第3項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用)

第244条の3 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。

3 前2項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立て)

第244条の4 普通地方公共団体の長がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。

2 第138条の4第1項に規定する機関がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。

3 普通地方公共団体の長及び前項に規定する機関以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

4 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての異議申立て又は審査請求（第1項に規定する審査請求を除く。）があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

5 議会は、前項の規定による諮問があつた日から20日以内に意見を述べなければならない。

6 公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求（第1項に規定する審査請求を除く。）に対する裁決に不服がある者は、都道府県知事がした裁決については総務大臣、市町村長がした裁決については都道府県知事に再審査請求をすることができる。

(資料 7)

関係条例・規則

- 1 愛知県女性総合センター条例
- 2 愛知県女性総合センター管理規則
- 3 指定管理者による公の施設の管理に関する条例
- 4 指定管理者による公の施設の管理に関する条例施行規則

愛知県女性総合センター条例（平成八年三月二十二日条例第一号）

（設置）

第一条 女性問題に対する意識の向上及び女性のあらゆる分野における活動への参画の促進を図り、もって男女共同参画社会の実現に資するため、愛知県女性総合センター（以下「センター」という。）を名古屋市東区に設置する。

（業務）

第二条 センターにおける業務は、次のとおりとする。

- 一 女性問題に対する意識の向上及び女性のあらゆる分野における活動への参画の促進に関する講演会、研修会等を開催すること。
- 二 女性問題に対する意識の向上及び女性のあらゆる分野における活動への参画の促進に関する情報を収集し、及び提供すること。
- 三 女性の抱える問題についての相談に応ずること。
- 四 ホール、会議室、研修室、日本間、視聴覚室、実習室、運動施設、宿泊室、駐車場その他の施設を利用させること。

（利用の許可等）

第三条 センターのホール、会議室、研修室、日本間、視聴覚室、実習室、運動施設、宿泊室、駐車場その他センターの附属設備を利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- 2 知事は、センターの管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

（使用料）

第四条 前条第一項の許可を受けた者からは、別表に定める額（特別の設備又は器具を設けて電力を使用する場合にあっては、その額に実費を勘案して知事が定める額を加算した額）の使用料を徴収する。ただし、宿泊室の利用者が駐車場を利用する場合は、この限りでない。

- 2 使用料は、当該施設の利用開始日までにおいて知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により使用料の徴収に関する事務を委託する場合にあっては、当該委託を受けた者）が指定する日までに、納付しなければならない。
- 3 納付された使用料は、次に掲げる場合を除き、還付しない。
 - 一 第七条第二項の規定により知事が公共の福祉のために許可を取り消し、又は利用の中止を命じたとき。
 - 二 前条第一項の許可を受けた者が知事の承認を受けて利用を中止したとき。
- 4 知事は、災害その他特別の理由がある者に対しては、使用料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を延期することができる。
- 5 使用料を納期限までに納付しなかった者からは、納付すべき金額（千円未満の端数金額及び千円未満の金額は、切り捨てる。）に、当該期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。ただし、延滞金に百円未満の端数があるとき、又は延滞金が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 6 第四項の規定は、前項の延滞金について準用する。

（利用料金）

第五条 知事は、第八条の規定により知事が指定する法人その他の団体（以下「指定管

理者」という。)に、第三条第一項のセンターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 前項の場合においては、第三条第一項の許可を受けた者は、前条第一項ただし書の場合を除き、当該利用料金を指定管理者に納付しなければならない。この場合においては、同項の規定は、適用しない。
- 3 利用料金の額は、別表に定める使用料の額に相当する額に〇・七を乗じて得た額から当該使用料の額に相当する額に一・三を乗じて得た額までの範囲内において指定管理者が定める額(特別の設備又は器具を設けて電力を使用する場合にあっては、その額に実費を勘案して指定管理者が定める額を加算した額)とする。
- 4 指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めようとするときは、知事の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。
- 5 知事は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を公告しなければならない。
- 6 前条第三項及び第四項の規定は、利用料金について準用する。この場合において、同項中「知事」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(利用者の義務)

第六条 センターの利用者は、センターの利用に際しては、この条例及びこの条例に基づく規則の規定並びに第三条第二項の規定により許可に付けられた条件及び知事の指示に従うとともに、センターの秩序を乱すような行為をしてはならない。

(許可の取消し及び利用の中止命令)

第七条 知事は、センターの利用者が前条の規定に違反したときは、第三条第一項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

- 2 知事は、公共の福祉のためやむを得ない理由があるときは、第三条第一項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

(指定管理者による管理)

第八条 知事は、法人その他の団体であつて知事が指定するものに、センターの管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせることができる。

- 一 第三条第一項の規定によりセンターの利用を許可すること。
- 二 第三条第二項の規定により同条第一項の許可に条件を付けること。
- 三 第四条第三項第二号(第五条第六項において準用する場合を含む。)の規定により利用の中止を承認すること。
- 四 第六条の規定によりセンターの利用に係る指示をすること。
- 五 前条第一項の規定により第三条第一項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずること。
- 六 その他センターを維持管理し、及び運営すること。

(規則への委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、センターの利用条件その他センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第十条 詐欺その他不正の行為により、第四条の規定による使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)以下の過料を科する。

- 2 前項に定めるものを除くほか、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、一万

円以下の過料を科する。

- 一 第三条第二項の規定により許可に付けられた条件に違反してセンターを利用した者
 - 二 第七条の規定による許可の取消し又は利用の中止命令に違反してセンターを利用した者
 - 三 その他不正の方法により許可を受けてセンターを利用した者
- 3 第六条の規定に違反してセンターの秩序を乱した者に対しては、五千円以下の過料を科する。

附 則

この条例は、平成八年五月三十日から施行する。

附 則（平成九年三月二十四日条例第一号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。ただし、（中略）附則第三項（中略）の規定は公布の日から施行する。
- （愛知青少年公園条例等の一部改正に伴う経過措置）
- 2 この条例の公布の日前に平成九年四月一日（以下「施行日」という。）以後の公の施設の利用の許可を受けた者の当該公の施設の利用に係る使用料の額については、この条例（第三条から第七条まで、第十二条から第十六条まで、第二十三条及び第二十四条の規定に限る。次項において同じ。）による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日前に施行日以後の公の施設の利用の許可を受けた者（前項に規定する者を除く。）からは、この条例による改正前の各条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該公の施設の利用に係るこの条例による改正後の各条例に定める額の使用料を徴収することができる。

附 則（平成十一年十二月十七日条例第五十七号）

改正

平成一二年 三月二十八日条例第四七号

- 1 この条例は、平成十二年七月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は公布の日から（中略）施行する。
- 2 この条例の公布の日前に平成十二年七月一日（以下「施行日」という。）以後の公の施設の利用の許可を受けた者の当該利用に係る使用料の額については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に施行日以後の公の施設の利用の許可を受けた者（前項に規定する者を除く。）からは、第一条から第八条まで（中略）の規定による改正前の各条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該利用に係る第一条から第八条まで（中略）の規定による改正後の各条例に定める額の使用料を徴収することができる。

附 則（平成十二年三月二十八日条例第二号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年三月二十八日条例第四十七号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年三月二十六日条例第二十四号）

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年十二月二十日条例第五十七号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の各条例の規定は、平成十五年四月一日（以下「適用日」という。）以後の愛知県産業貿易館、愛知県女性総合センター及びあいち健康の森健康科学総合センター（以下「愛知県産業貿易館等」という。）の利用について適用し、適用日前の愛知県産業貿易館等の利用については、なお従前の例による。

（施行日前に適用日以後の愛知県産業貿易館等の利用の許可を受けた者に関する経過措置）

- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に適用日以後の愛知県産業貿易館等の利用の許可を受けた者の当該許可に係る利用については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 4 前項の場合において、改正前の各条例の規定に定められた当該利用に係る使用料の額が、第一条の規定による改正後の愛知県商工業振興施設条例（以下「新商工業振興施設条例」という。）第四条の二第四項、第二条の規定による改正後の愛知県女性総合センター条例第四条第四項又は第三条の規定による改正後のあいち健康の森健康科学総合センター条例第四条第四項（同条例第五条第六項において準用する場合を含む。）の規定により最初に公告された当該施設の利用に係る料金の額（以下「公告利用料金額」という。）を超えるときは、当該利用に係る使用料として納付すべき額は、当該公告利用料金額に相当する額とする。

（施行日以後に適用日以後の愛知県産業貿易館等の利用の許可を受けた者に関する経過措置）

- 5 施行日以後公告（前項に規定する改正後の各条例の規定によりなされる最初の公告をいう。以下同じ。）の日前に適用日以後の愛知県産業貿易館等の利用の許可を受けた者（附則第八項に規定する者を除く。）の当該利用に係る料金として納付すべき額は、改正後の各条例の規定にかかわらず、改正前の各条例の規定に定められた当該施設の利用に係る使用料の額に相当する額（その額が当該利用に係る公告利用料金額を超える場合にあっては、当該公告利用料金額に相当する額）とする。
- 6 公告の日前に適用日以後の愛知県産業貿易館等の利用の許可に係る申請をした者で当該公告の日以後に当該利用の許可を受けたものの当該利用に係る公告利用料金額が、改正前の各条例の規定に定められた当該施設の利用に係る使用料の額を超えるときは、当該利用に係る料金として納付すべき額は、改正後の各条例の規定にかかわらず、改正前の各条例の規定に定められた当該施設の利用に係る使用料の額に相当する額とする。

附 則（平成十六年三月二十六日条例第十六号）

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年三月二十二日条例第二十三号）

- 1 この条例は、平成十八年一月一日から施行する。
- 2 改正前の愛知県女性総合センター条例第四条第一項の規定により納付されたトレーニング施設に係る運動施設利用料金及び愛知県産業貿易館等に利用料金制を導入するための関係条例の整備に関する条例（平成十四年愛知県条例第五十七号）第二条の規

定による改正前の愛知県女性総合センター条例第四条第二項の規定により納付されたトレーニング施設に係る運動施設使用料については、この条例の施行の日から平成十八年十二月二十八日までの間は、当該利用料金又は使用料に係るトレーニング施設の利用が終了していない場合に限り、請求により還付することができる。

附 則（平成十七年七月八日条例第六十号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛知県女性総合センター条例の規定は、平成十八年四月一日（以下「適用日」という。）以後の愛知県女性総合センター（以下「センター」という。）の管理及び利用について適用し、適用日前のセンターの管理（適用日前における改正前の同条例（以下「旧条例」という。）第三条第一項の規定による適用日以後のセンターの利用の許可に関することを含む。）及び利用については、旧条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。
- 3 適用日前に前項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例第三条第一項の規定により、適用日以後のセンターの利用の許可を受けた者の当該利用に係る料金については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成十八年三月二十八日条例第二十一号）

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に愛知県女性総合センター条例の一部を改正する条例（平成十七年愛知県条例第六十号）附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例による改正前の愛知県女性総合センター条例（以下「なお効力を有する旧条例」という。）の規定によりされている運動施設の利用の許可に係る申請は、この条例による改正後の愛知県女性総合センター条例（以下「新条例」という。）の規定によりされた第一フィットネス室の利用の許可に係る申請とみなす。
- 3 この条例の施行の際現になお効力を有する旧条例の規定によりこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の運動施設の利用の許可を受けている者は、施行日において新条例の規定により第一フィットネス室の利用の許可を受けたものとみなす。この場合においては、新条例第四条、第五条及び第十条第一項の規定は、適用しない。

附 則（平成二十三年三月二十二日条例第十九号）

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年三月二十八日条例第七号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第二十二条中愛知県港湾管理条例別表第二から別表第五までの改正規定及び第二十四条の規定は同年五月一日から、附則第三項及び第五項の規定は公布の日から施行する。
（愛知県奥三河総合センター条例等の一部改正に伴う経過措置）
- 2 この条例の公布の日前に平成二十六年四月一日（以下「施行日」という。）以後の公の施設の利用の許可を受けた者の当該公の施設の利用に係る使用料の額については、この条例（第三条から第八条まで、第十条から第十七条まで及び第三十条の規定に限る。次項において同じ。）による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日前に施行日以後の公の施設の利用の許可を受けた者（前項に規定する者を除く。）からは、この条例による改正前の各条例の規定にかかわらず、施行日前におい

ても当該公の施設の利用に係るこの条例による改正後の各条例に定める額の使用料を徴収することができる。

附 則（平成二十七年七月十日条例第四十一号）

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 改正後の愛知県女性総合センター条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に愛知県女性総合センターの利用の許可に係る申請をする者の当該利用について適用し、同日前に愛知県女性総合センターの利用の許可に係る申請をした者の当該利用については、なお従前の例による。

附 則（平成二十八年三月二十九日条例第二十一号）

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成三十一年三月二十二日条例第四号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次項及び附則第四項の規定は、公布の日から施行する。

（愛知県奥三河総合センター条例等の一部改正に伴う経過措置）

- 2 平成三十一年十月一日（以下「施行日」という。）前に施行日以後の公の施設の利用の許可を受けた者（次項に規定する者を除く。）からは、この条例（第三条、第四条、第六条から第八条まで、第十条から第十四条まで、第十六条、第二十一条、第二十二条及び第二十八条の規定に限る。以下この項において同じ。）による改正前の各条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該公の施設の利用に係るこの条例による改正後の各条例に定める額の使用料を徴収することができる。
- 3 この条例の公布の日前に施行日以後の公の施設の利用の許可を受けた者の当該公の施設の利用に係る使用料の額については、この条例（第六条から第八条まで、第十条、第十一条、第十三条及び第二十八条の規定に限る。）による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和六年三月二十六日条例第六号）

- 1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の同条第一号から第八号まで、第十号及び第十一号に掲げる条例の規定並びにあいち健康の森健康科学総合センター条例第四条第二項並びに愛知県医療療育センター条例第五条第一項及び第二項の規定の適用については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例により使用料等（第一条の規定による改正後の同条第一号から第八号まで、第十号若しくは第十一号に掲げる条例の規定若しくは愛知県医療療育センター条例第五条第一項若しくは第二項に規定する使用料又は第一条の規定による改正後のあいち健康の森健康科学総合センター条例第四条第二項に規定する評価料、受講料若しくは使用料をいう。以下同じ。）の徴収に関する事務を行わせる場合における当該事務を行う者は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により使用料等の徴収に関する事務を委託する場合における当該委託を受けた者とみなす。

別表（第四条、第五条関係）

使用料の名称	区分	単位	使用料の額 （単位円）
--------	----	----	----------------

ホール使用料	女性団体が利用する場合及び女性の活躍企業等が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動のために利用する場合		午前 午後 夜間 全日 時間外三十分につき	二八、六〇〇 三八、二〇〇 三八、二〇〇 九四、九〇〇 一二、六〇〇
	その他の場合		午前 午後 夜間 全日 時間外三十分につき	四三、二〇〇 五七、八〇〇 五七、八〇〇 一四三、四〇〇 一九、一〇〇
会議室等使用料	大会議室	女性団体が利用する場合及び女性の活躍企業等が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動のために利用する場合	午前 午後 夜間 全日 時間外三十分につき	一九、二〇〇 二五、七〇〇 二五、七〇〇 六四、〇〇〇 八、四〇〇
		その他の場合	午前 午後 夜間 全日 時間外三十分につき	二八、九〇〇 三八、五〇〇 三八、五〇〇 九五、七〇〇 一二、七〇〇
	特別会議室	女性団体が利用する場合及び女性の活躍企業等が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動のために利用する場合	午前 午後 夜間 全日 時間外三十分につき	一〇、〇〇〇 一三、六〇〇 一三、六〇〇 三三、九〇〇 四、四〇〇
		その他の場合	午前 午後 夜間 全日 時間外三十分につき	一五、三〇〇 二〇、四〇〇 二〇、四〇〇 五〇、八〇〇 六、七〇〇
	第一会議室又は第三会議室	女性団体が利用する場合及び女性の活躍企業等が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動のために利用する場合	午前 午後 夜間 全日 時間外三十分につき	二、六〇〇 三、四〇〇 三、四〇〇 九、〇〇〇 一、一〇〇
		その他の場合	午前 午後 夜間 全日 時間外三十分につき	三、九〇〇 五、二〇〇 五、二〇〇 一三、五〇〇 一、六〇〇
	第二会議室	女性団体が利用する場合及	午前	八〇〇

	び女性の活躍企業等が男女 共同参画社会の形成の促進 に関して行う活動のために 利用する場合	午後 夜間 全日 時間外三十分につき	一、一〇〇 一、一〇〇 二、七〇〇 四〇〇
	その他の場合	午前 午後 夜間 全日 時間外三十分につき	一、二〇〇 一、五〇〇 一、五〇〇 四、〇〇〇 五〇〇
第四会議室又は 第五会議室	女性団体が利用する場合及び び女性の活躍企業等が男女 共同参画社会の形成の促進 に関して行う活動のために 利用する場合	午前 午後 夜間 全日 時間外三十分につき	四、七〇〇 六、三〇〇 六、三〇〇 一五、九〇〇 一、九〇〇
	その他の場合	午前 午後 夜間 全日 時間外三十分につき	七、一〇〇 九、五〇〇 九、五〇〇 二四、一〇〇 三、〇〇〇
第六会議室又は 第七会議室	女性団体が利用する場合及び び女性の活躍企業等が男女 共同参画社会の形成の促進 に関して行う活動のために 利用する場合	午前 午後 夜間 全日 時間外三十分につき	四、〇〇〇 五、五〇〇 五、五〇〇 一四、〇〇〇 一、七〇〇
	その他の場合	午前 午後 夜間 全日 時間外三十分につき	六、三〇〇 八、四〇〇 八、四〇〇 二一、〇〇〇 二、七〇〇
第一研修室又は 第二研修室	女性団体が利用する場合及び び女性の活躍企業等が男女 共同参画社会の形成の促進 に関して行う活動のために 利用する場合	午前 午後 夜間 全日 時間外三十分につき	三、三〇〇 四、五〇〇 四、五〇〇 一一、七〇〇 一、四〇〇
	その他の場合	午前 午後 夜間 全日 時間外三十分につき	五、一〇〇 六、九〇〇 六、九〇〇 一七、五〇〇 二、二〇〇
第三研修室	女性団体が利用する場合及び び女性の活躍企業等が男女	午前 午後	一、八〇〇 二、四〇〇

	共同参画社会の形成の促進 に關して行う活動のために 利用する場合	夜間 全日 時間外三十分につき	二、四〇〇 六、三〇〇 八〇〇
	その他の場合	午前 午後 夜間 全日 時間外三十分につき	二、七〇〇 三、七〇〇 三、七〇〇 九、四〇〇 一、二〇〇
第四研修室	女性団体が利用する場合及 び女性の活躍企業等が男女 共同参画社会の形成の促進 に關して行う活動のために 利用する場合	午前 午後 夜間 全日 時間外三十分につき	一、九〇〇 二、六〇〇 二、六〇〇 六、九〇〇 八〇〇
	その他の場合	午前 午後 夜間 全日 時間外三十分につき	三、〇〇〇 四、〇〇〇 四、〇〇〇 一〇、四〇〇 一、二〇〇
第五研修室	女性団体が利用する場合及 び女性の活躍企業等が男女 共同参画社会の形成の促進 に關して行う活動のために 利用する場合	午前 午後 夜間 全日 時間外三十分につき	三、四〇〇 四、七〇〇 四、七〇〇 一二、一〇〇 一、四〇〇
	その他の場合	午前 午後 夜間 全日 時間外三十分につき	五、二〇〇 七、三〇〇 七、三〇〇 一八、三〇〇 二、三〇〇
第六研修室	女性団体が利用する場合及 び女性の活躍企業等が男女 共同参画社会の形成の促進 に關して行う活動のために 利用する場合	午前 午後 夜間 全日 時間外三十分につき	三、八〇〇 五、一〇〇 五、一〇〇 一三、二〇〇 一、六〇〇
	その他の場合	午前 午後 夜間 全日 時間外三十分につき	五、九〇〇 七、九〇〇 七、九〇〇 一九、九〇〇 二、五〇〇
第一日本間又 は第二日本間	女性団体が利用する場合及 び女性の活躍企業等が男女 共同参画社会の形成の促進	午前 午後 夜間	一、四〇〇 一、九〇〇 一、九〇〇

			に関して行う活動のために 利用する場合 その他の場合	全日 時間外三十分につき 午前 午後 夜間 全日 時間外三十分につき	四、九〇〇 六〇〇 二、二〇〇 二、八〇〇 二、八〇〇 七、五〇〇 九〇〇
視聴覚室使用料	女性団体が利用する場合及び女性の活躍 企業等が男女共同参画社会の形成の促進 に関して行う活動のために利用する場合			午前 午後 夜間 全日 時間外三十分につき	四、三〇〇 五、八〇〇 五、八〇〇 一四、四〇〇 一、八〇〇
	その他の場合			午前 午後 夜間 全日 時間外三十分につき	六、五〇〇 八、七〇〇 八、七〇〇 二一、六〇〇 二、七〇〇
実習室使用料	創作実習室	専用利用	女性団体が利 用する場合及 び女性の活躍 企業等が男女 共同参画社会 の形成の促進 に関して行う 活動のために 利用する場合	午前 午後 夜間 全日 時間外三十分につき	四、〇〇〇 五、五〇〇 五、五〇〇 一三、八〇〇 一、七〇〇
			その他の場合	午前 午後 夜間 全日 時間外三十分につき	六、一〇〇 八、二〇〇 八、二〇〇 二〇、六〇〇 二、六〇〇
		一般利用		一人二時間につき	一〇〇
	料理実習室	専用利用	女性団体が利 用する場合及 び女性の活躍 企業等が男女 共同参画社会 の形成の促進 に関して行う 活動のために 利用する場合	午前 午後 夜間 全日 時間外三十分につき	二、九〇〇 四、〇〇〇 四、〇〇〇 一〇、一〇〇 一、三〇〇
			その他の場合	午前	四、五〇〇

				午後 夜間 全日 時間外三十分につき	六、一〇〇 六、一〇〇 一五、三〇〇 一、九〇〇
		一般利用		一人二時間につき	一〇〇
	音楽実習室	女性団体が利用する場合及び女性の活躍企業等が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動のために利用する場合		午前 午後 夜間 全日 時間外三十分につき	三、三〇〇 四、五〇〇 四、五〇〇 一一、六〇〇 一、四〇〇
		その他の場合		午前 午後 夜間 全日 時間外三十分につき	五、〇〇〇 六、八〇〇 六、八〇〇 一七、〇〇〇 二、二〇〇
	運動施設使用料	第一フィットネス室又は第二フィットネス室			二時間につき
宿泊室使用料	和室	一人利用		一泊につき	三、七〇〇
		二人利用		一人一泊につき	三、三〇〇
		三人利用		一人一泊につき	三、一〇〇
		四人利用		一人一泊につき	二、六〇〇
	洋室 A	一人利用		一泊につき	四、三〇〇
		二人利用		一人一泊につき	三、四〇〇
	洋室 B			一人一泊につき	四、〇〇〇
駐車場使用料				一台三十分につき	二〇〇
附属設備使用料	ホール附属設備	照明装置	女性団体が利用する場合及び女性の活躍企業等が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動のために利用する場合	午前、午後及び夜間の各一回、一式につき	一二、五〇〇円以内で知事が定める額
			その他の場合	午前、午後及び夜間の各一回、一式につき	一八、七〇〇円以内で知事が定める額
		音響関係附属設備	女性団体が利用する場合及び女性の活躍企業等が男女	午前、午後及び夜間の各一回、一式又は一点につき	一、一〇〇円以内で知事が定める額

	共同参画社会の形成の促進に関して行う活動のために利用する場合		
	その他の場合	午前、午後及び夜間の各一回、一式又は一点につき	一、六〇〇円以内で知事が定める額
映像関係附属設備	女性団体が利用する場合及び女性の活躍企業等が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動のために利用する場合	午前、午後及び夜間の各一回、一式につき	七、一〇〇円以内で知事が定める額
	その他の場合	午前、午後及び夜間の各一回、一式につき	一〇、五〇〇円以内で知事が定める額
ピアノ	女性団体が利用する場合及び女性の活躍企業等が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動のために利用する場合	午前、午後及び夜間の各一回、一台につき	九、四〇〇円以内で知事が定める額
	その他の場合	午前、午後及び夜間の各一回、一台につき	一四、一〇〇円以内で知事が定める額
電子オルガン	女性団体が利用する場合及び女性の活躍企業等が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動のために利用する場合	午前、午後及び夜間の各一回、一台につき	三、三〇〇
	その他の場合	午前、午後及び夜間の	五、一〇〇

			各一回、一台につき	
その他の附属設備	音響関係附属設備	女性団体が利用する場合及び女性の活躍企業等が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動のために利用する場合	午前、午後及び夜間の各一回、一式又は一点につき	一、一〇〇円以内で知事が定める額
		その他の場合	午前、午後及び夜間の各一回、一式又は一点につき	一、六〇〇円以内で知事が定める額
	映像関係附属設備	女性団体が利用する場合及び女性の活躍企業等が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動のために利用する場合	午前、午後及び夜間の各一回、一式につき	三、八〇〇円以内で知事が定める額
		その他の場合	午前、午後及び夜間の各一回、一式につき	五、九〇〇円以内で知事が定める額
	ピアノ	女性団体が利用する場合及び女性の活躍企業等が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動のために利用する場合	午前、午後及び夜間の各一回、一台につき	一、一〇〇
		その他の場合	午前、午後及び夜間の各一回、一台につき	一、六〇〇

備考一 この表において、「女性団体」とは女性問題に対する意識の向上及び女性のあらゆる分野における活動への参画の促進を図ることその他女性の社会的文化的活動を主たる目的とする県内に所在する団体を、「女性の活躍企業等」とは県内に所在する企業その他の事業者のうち女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組むものとして知事が認めるものを、「午前」とは午前九時から正午までを、「午後」とは午後一時から午後五時までを、「夜間」とは午後六時から午後九時までを、「全日」とは午前九時から午後九時までを、「時間

外」とは午前九時前、正午から午後一時まで、午後五時から午後六時まで及び午後九時以後をいう。

- 二 ホール、会議室、研修室、日本間、視聴覚室又は実習室を午前九時から午後五時まで又は午後一時から午後九時まで引き続き利用する場合（創作実習室及び料理実習室にあつては、専用利用をする場合に限る。）の使用料の額は、午前及び午後又は午後及び夜間のそれぞれの利用単位時間に係る使用料の額の合計額とする。

愛知県女性総合センター管理規則（平成八年三月二十九日規則第十二号）

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、愛知県女性総合センター（以下「センター」という。）の管理に関する事項を定めるものとする。

第二章 センターの管理

第一節 通則

（休館日等）

第二条 センターの休館日は、十二月二十九日から翌年一月三日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、情報ライブラリーの休業日は、次のとおりとする。

- 一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）（土曜日又は日曜日に該当する場合を除く。）

- 二 月曜日（当該月曜日が休日に該当する場合は、その翌日以降の最初の休日でない日）

- 三 十二月二十九日から翌年一月三日まで

- 四 整理期間（年間十五日以内で知事（愛知県女性総合センター条例（平成八年愛知県条例第一号。以下「条例」という。））第八条の規定により知事が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）がある場合にあっては、指定管理者。第四条、次節及び第三節において同じ。）が定める日をいう。）

- 3 知事は、必要があると認めるときは、臨時に第一項の休館日若しくは前項の休業日を変更し、又はこれらの休館日若しくは休業日を設けることができる。

- 4 指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、臨時に第一項の休館日若しくは第二項の休業日を変更し、又はこれらの休館日若しくは休業日を設けることができる。

（利用時間）

第三条 センターの利用時間は、午前九時から午後九時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、宿泊室を利用する場合の利用時間は、利用開始日の午後三時から利用終了日の午前十時までとする。

- 3 第一項の規定にかかわらず、情報ライブラリーの利用時間は、午前九時から午後七時までとする。

- 4 第一項の規定にかかわらず、駐車場の利用時間は、午前七時から午後十時までとする。ただし、入場できる時間は、午前七時から午後九時までとする。

- 5 宿泊室の利用者が駐車場を利用する場合は、前項に規定する駐車場の利用時間のほか、当該宿泊室の利用開始日から利用終了日の前日までの期間に属する各利用日の午後十時から当該各利用日の翌日の午前七時までの間、駐車することができる。

- 6 知事は、必要があると認めるときは、臨時に前各項の利用時間を変更することができる。

きる。

- 7 指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、臨時に第一項から第五項までの利用時間を変更することができる。

（入館の禁止等）

第四条 知事は、めいてい者その他センターの秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者又はセンターの施設に損害を加え、若しくは加えるおそれがある者に対し、センターへの立入りを禁じ、又は立ち退かせることができる。

第二節 利用の許可等

（利用の許可）

第五条 条例第三条第一項の許可を受けようとする者は、利用許可申請書（様式第一）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の許可をするに当たりセンターを利用する者の安全を確保する必要があると認めるときは、警備上の措置その他の必要な措置に関する条件を付けるものとする。

- 3 知事は、第一項の規定により利用許可申請書を提出した者について利用を許可したときは、利用許可書（様式第二）を交付するものとする。

- 4 前三項の規定にかかわらず、駐車場を利用しようとする者にあつては、駐車券の交付をもって条例第三条第一項の許可を受けたものとみなす。

- 5 前各項の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）のセンターを利用する権利は、他人に譲渡し、又は転貸することができない。

（利用の変更の許可）

第六条 利用者は、利用期間その他利用許可書に記載された事項を変更しようとするときは、利用変更許可申請書（様式第四）に利用許可書を添えて知事に提出し、その許可を受けなければならない。

（利用の取消しの承認）

第七条 利用者は、センターの利用の取消しをしようとするときは、利用取消承認申請書（様式第五）に利用許可書を添えて速やかに知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（利用後の届出）

第八条 利用者は、センターの利用を終わり、又は利用を中止したときは、速やかに利用した設備を原状に回復し、その旨を知事に届け出なければならない。

（指示及び調査）

第九条 知事は、センターの秩序の維持及びセンターの管理上必要があると認めるときは、利用者に対しセンターの利用に関し指示をし、又は利用中の施設に職員を立ち入らせ、利用の状況を調査させることができる。

第三節 情報ライブラリーの図書等の利用

（図書等の利用手続）

第十条 情報ライブラリーで図書、記録その他の資料（以下「図書等」という。）を利用しようとする者は、自由に閲覧することができる。ただし、書庫内資料又は視聴覚資料を利用しようとする者は、資料請求票（様式第六）を知事に提出し、その貸出しを受けなければならない。

（複写の申込み）

第十一条 図書等の複写をしようとする者は、複写申込書（様式第七）を知事に提出し

なければならない。

- 2 前項の申込みに基づいて行った図書等の複写については、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）の規定による責任は、当該申込みを行った者が負わなければならない。

（図書等の館外貸出し）

第十二条 図書等については、館外貸出しをすることができる。ただし、参考図書類その他知事が指定するものについては、館外貸出しをすることができない。

（利用カードの交付等）

第十三条 図書等の館外貸出しを受けようとする者は、あらかじめ利用カード申込書（様式第八）を知事に提出し、利用カード（様式第九）の交付を受けなければならない。

- 2 利用カードの有効期間は、その発行の日から起算して三年以内とする。

（館外貸出しの手続等）

第十四条 図書等の館外貸出しを受けようとする者は、利用カードを提出し、その貸出しを受けなければならない。

- 2 同時に館外貸出しを受けることができる図書等の数は、一人につき視聴覚資料にあっては三点以内、その他の図書等にあっては十冊以内とし、当該図書等の貸出期間は、貸出しを受けた日から起算して十五日以内とする。

- 3 知事は、必要があると認めるときは、前項の貸出冊数及び貸出期間を変更することができる。

（氏名等の変更届）

第十五条 利用カードの交付を受けた者は、その氏名、住所、勤務先、通学先又は電話番号を変更したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

（利用カードの紛失届等）

第十六条 利用カードの交付を受けた者は、当該利用カードを紛失したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出があったときは、当該利用カードは、その効力を失う。

- 3 第一項の規定により届出をした者には、利用カードを再交付する。

（利用カードの譲渡等の禁止）

第十七条 利用カードの交付を受けた者は、当該利用カードを改ざんし、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

（館外貸出期間中の返納）

第十八条 知事は、必要があると認めるときは、図書等の館外貸出しを受けた者に対し、その貸出期間中においても当該図書等の返納を求めることができる。

（図書等の利用の停止）

第十九条 知事は、図書等を利用する者が次の各号のいずれかに該当するときは、図書等の利用を停止することができる。

- 一 この規則又はこの規則に基づく規程に違反したとき。
- 二 知事の指示に従わないとき。
- 三 図書等の返納を怠ったとき。
- 四 図書等を亡失し、又は損傷したとき。

第三章 雑則

（利用料金の承認に係る公告の方法）

第二十条 条例第五条第五項の規定による公告は、センターの掲示場に掲示するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。

（損害賠償）

第二十一条 センターを利用する者は、故意又は過失によってセンターの施設、附属設備及び図書等を損傷し、滅失し、又は亡失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

（雑則）

第二十二条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が定める。

- 2 指定管理者は、前項の規定により知事が定めるもののほか、知事の承認を受けて、センターの管理に関し必要な事項を定めることができる。

附 則

この規則は、平成八年五月三十日から施行する。

附 則（平成十四年十二月二十日規則第八十六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十六年三月二十六日規則第二十八号）

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年三月二十二日規則第十五号）

この規則は、平成十八年一月一日から施行する。

附 則（平成十七年七月八日規則第七十七号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛知県女性総合センター管理規則の規定は、平成十八年四月一日以後の愛知県女性総合センター（以下「センター」という。）の管理及び利用について適用し、同日前のセンターの管理（同日前における愛知県女性総合センター条例の一部を改正する条例（平成十七年愛知県条例第六十号）による改正前の愛知県女性総合センター条例（平成八年愛知県条例第一号）第三条第一項の規定による同日以後のセンターの利用の許可に関するを含む。）及び利用については、改正前の同規則の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（平成十八年二月十七日規則第四号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の各規則の規定（利用料金の承認に係る公告に関する部分に限る。）は、平成十八年四月一日以後の各施設の利用に係る料金の承認に係る公告について適用する。

附 則（平成二十年三月二十五日規則第十三号）

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年三月二十四日規則第七号）

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十二年七月三十日規則第四十三号）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、様式第九の改正規定（同様式備考第二号に係る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十三年二月二十五日規則第二号）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年三月十四日規則第五号）

- 1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の愛知県女性総合センター管理規則の規定により館外貸出しをしている視聴覚資料の貸出期間については、なお従前の例による。

附 則（令和元年六月二十八日規則第四十九号）

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

附 則（令和二年四月一日規則第四十九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年十二月二十七日規則第五十六号）

この規則は、令和七年一月一日から施行する。

様式第 1（その 1）（第 5 条関係）

ホール等利用許可申請書					
年 月 日					
愛知県知事 殿					
申 請 者	住 所				
	氏 名 (名称及び 代表者氏名)				
催 物 の 名 称					
利 用 目 的					
利 用 す る 施 設		利 用 期 間	利 用 時 間	利 用 予 定 人 員	
				女 人	男 人
				計 人	
利 用 責 任 者					
そ の 他 参 考 と な る 事 項					

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
- 2 この様式は、宿泊室以外の施設を利用する場合の申請に用いること。
- 3 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、又は別葉に記載し添付すること。
- 4 指定管理者がある場合にあっては、この様式中「愛知県知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

様式第 1（その 2）（第 5 条関係）

宿 泊 室 利 用 許 可 申 請 書						
年 月 日						
愛知県知事 殿						
申 請 者	住 所					
	氏 名 (名 称 及 び) (代表者氏名)					
利 用 す る 宿 泊 室	利 用 月 日 (宿泊数)	宿 泊 予 定 人 員			利 用 室 数	
		女	男	計		
和 室	月 日 ～ 月 日 泊	人	人	人	室	
洋 室 A	月 日 ～ 月 日 泊					
洋 室 B	月 日 ～ 月 日 泊					
利 用 目 的						
利 用 責 任 者						
そ の 他 参 考 と な る 事 項						

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
- 2 この様式は、宿泊室を利用する場合の申請に用いること。
- 3 指定管理者がある場合にあっては、この様式中「愛知県知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

様式第 1（その 3）（第 5 条関係）

附属設備利用許可申請書 年 月 日						
愛知県知事 殿						
申請者	住 所					
	氏 名 (名称及び 代表者氏名)					
利 用 日	附 属 設 備 名	単位	単価	数量	回数	
利 用 責 任 者						
そ の 他 参 考 と な る 事 項						

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
- 2 この様式は、附属設備を利用する場合の申請に用いること。
- 3 指定管理者がある場合にあっては、この様式中「愛知県知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

様式第2（その1）（第5条関係）

第 号					
ホ ー ル 等 利 用 許 可 書					
申 請 者	住 所				
	氏 名 (名称及び 代表者氏名)				
催 物 の 名 称					
利 用 す る 施 設	利 用 期 間	利 用 時 間	利 用 予 定 人 員		
			女	男	計
			人	人	人
使 用 料	金 額	円	納付期限	年 月 日	
許 可 の 条 件					
年 月 日					
愛知県知事 印					

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 この様式は、宿泊室以外の施設の利用の許可をする場合に用いること。
- 3 条例第5条第1項の規定により指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることとした場合にあっては、この様式中「使用料」とあるのは、「利用料金」とする。
- 4 指定管理者が交付する場合にあっては、この様式の発信者名は、指定管理者の代表者名又はセンターの管理者名とする。

様式第2（その2）（第5条関係）

第 号						
宿 泊 室 利 用 許 可 書						
申 請 者	住 所					
	氏 名 (名 称 及 び 代表者氏名)					
利 用 す る 宿 泊 室	利用月日（宿泊数）	宿泊予定人員			利用 室数	
		女	男	計		
和 室	月 日～ 月 日 泊	人	人	人	室	
洋 室 A	月 日～ 月 日 泊					
洋 室 B	月 日～ 月 日 泊					
使 用 料	金 額	円	納付期限	年 月 日		
許 可 の 条 件						
年 月 日 愛知県知事 印						

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 この様式は、宿泊室の利用の許可をする場合に用いること。
- 3 条例第5条第1項の規定により指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることとした場合にあっては、この様式中「使用料」とあるのは、「利用料金」とする。
- 4 指定管理者が交付する場合にあっては、この様式の発信者名は、指定管理者の代表者名又はセンターの管理者名とする。

様式第 2（その 3）（第 5 条関係）

第 号						
附属設備利用許可書						
申請者	住所					
	氏名 (名称及び 代表者氏名)					
利用日	附属設備名	単位	単価	数量	回数	
使用料	金額	円	納付期限	年 月 日		
許可の条件						
年 月 日						
愛知県知事						印

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 この様式は、附属設備の利用の許可をする場合に用いること。
- 3 条例第5条第1項の規定により指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることとした場合にあっては、この様式中「使用料」とあるのは、「利用料金」とする。
- 4 指定管理者が交付する場合にあっては、この様式の発信者名は、指定管理者の代表者名又はセンターの管理者名とする。

様式第 3 削除

様式第 4 (第 6 条関係)

利 用 変 更 許 可 申 請 書 年 月 日 愛知県知事 殿 申請者 住 所 氏 名 (名 称 及 び 代表者氏名) 年 月 日付け第 号で許可のあった愛知県女性総合センター の利用を次のとおり変更したいので、許可をしてください。		
	変 更 前	変 更 後
変 更 の 内 容		
変 更 の 理 由		
(添付書類) ホール等利用許可書 宿泊室利用許可書 附属設備利用許可書		

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- 2 指定管理者がある場合にあっては、この様式中「愛知県知事」とあるのは、
「指定管理者」とする。

様式第 5（第 7 条関係）

利 用 取 消 承 認 申 請 書

年 月 日

愛知県知事 殿

申請者 住 所

氏 名

(名 称 及 び)
(代表者氏名)

年 月 日付け第 号で許可のあった愛知県女性総合センター
の利用を次の理由により取り消したいので、承認してください。

取消しの理由

(添付書類)

ホール等利用許可書

宿泊室利用許可書

附属設備利用許可書

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 指定管理者がある場合にあっては、この様式中「愛知県知事」とあるのは、
「指定管理者」とする。

様式第 6（その 1）（第10条関係）

資料請求票（書庫内資料用）			
			年 月 日
ふりがな		利用カード番号 又は 住所・電話番号	
氏 名			

請求記号	資 料 名	貸出	返却

（注） 1 太枠の中だけ記入してカウンターへ出してください。

2 資料は、必ず借りたカウンターへ返してください。

3 館外貸出しを希望されるときは、所定の手続が必要です。

愛知県女性総合センター情報ライブラリー

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 5 とする。

様式第 6（その 2）（第10条関係）

資料請求票（視聴覚資料用）			
			年 月 日
ふりがな		人 数	ブースNo.
氏 名			
利用カード番号 又 は 住所・電話番号			

請 求 記 号	資 料 名	貸出	返却

(注) 1 太枠の中だけ記入してカウンターへ出してください。

 2 資料は、必ず借りたカウンターへ返してください。

 3 第 3 希望まで記入できますが、一度にお渡しできるのは 1 点ずつです。

 4 館外貸出しを希望されるときは、所定の手続が必要です。

愛知県女性総合センター情報ライブラリー

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 5 とする。

様式第 7（第11条関係）

複 写 申 込 書			
			年 月 日
愛知県知事 殿			
住所 _____			
氏名 _____ 電話番号 _____			

複 写 目 的			
請 求 記 号	資 料 名	複写箇所（ページ）	枚数
合 計			

(注) 1 資料の全部を複写することはできません。

2 複写部数は、1 複写部分につき 1 部に限ります。

3 著作権法上の問題が生じた場合は、申込者がその責任を負うこととなります。

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

2 指定管理者がある場合にあっては、この様式中「愛知県知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

様式第 8（第13条関係）

利 用 カ ー ド 申 込 書					
ふりがな					
氏 名			生 年 月 日	年	月 日
住 所	(電話番号) (保護者氏名)				
勤 務 先 又は 学 校 名	(電話番号)				
区 分	新規 更新 再発行			証 明 書	
登 録 日		有効期限			

(注) 1 太枠の中だけ記入してください。

 2 幼児・小学生・中学生は住所欄に保護者氏名を記入してください。

愛知県女性総合センター情報ライブラリー

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 5 とする。

（表）

有効期限

氏名

利用カード

愛知県女性総合センター情報ライブラリー

（裏）

- 本やビデオを借りるときは、必ずこのカードをお持ちください。
 - このカードを他の人に貸さないでください。
 - このカードをなくしたとき、住所・電話番号などが変わったときは、すぐお知らせください。
 - 利用時間 午前9時～午後7時
 - 休業日 月曜日・祝日・年末年始 ほか
- 愛知県女性総合センター情報ライブラリー
- 〒461-0016 名古屋市東区上堅杉町1番地
- 電話番号 052-962-2510

- 備考 1 用紙の大きさは、縦54ミリメートル、横83ミリメートルとする。
- 2 用紙の表面の図柄は、知事（指定管理者がある場合にあっては、指定管理者）が定める。

指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成十七年七月八日条例第五十二号）

（趣旨）

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定に基づき、他の条例に定めがあるものを除くほか、同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に公の施設の管理を行わせる場合に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者による公の施設の管理）

第二条 知事又は教育委員会（以下「知事等」という。）は、別に条例で定めるところにより、その指定する指定管理者に公の施設の管理を行わせることができる。

（指定の手續）

第三条 知事等は、指定管理者の指定をしようとするときは、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、指定管理者に行わせる公の施設の管理に関する業務（以下「指定管理者業務」という。）の範囲その他の規則又は教育委員会規則（以下「規則等」という。）で定める事項を示して、当該指定を受けようとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）を公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、規則等で定めるところにより、申請書に指定管理者業務の実施に関する計画（以下「業務計画」という。）を記載した書類その他規則等で定める書類を添えて、知事等に申請しなければならない。

3 知事等は、指定管理者の指定をするときは、前項の規定により申請した法人等のうちから、次に掲げる基準により最も適切に指定管理者業務を行うことができると認めるものを指定するものとする。

一 業務計画に基づく管理により当該公の施設における県民の平等な利用の確保が図られること。

二 業務計画の内容が当該公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること。

三 当該法人等が業務計画に基づく当該公の施設の管理を適正かつ確実に行う能力を有すること。

四 前三号に掲げるもののほか、知事等が定める基準

4 知事等は、指定管理者の指定をしたときは、その旨を公告しなければならない。

（指定の手續の特例）

第四条 知事等は、次に掲げる場合には、前条第一項又は第三項の規定によらず、指定管理者の指定をすることができる。

一 前条第一項の規定による公募をした場合において、同条第二項の規定による申請がなかったとき、又は同条第三項の規定により指定管理者として指定することが適当と認められるものがなかったとき。

二 地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消した場合において、前条第一項の規定による公募をするいとまがないとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、知事等が特に必要と認めるとき。

（指定管理者が行う管理の基準）

第五条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理者業務を行わなければならない。

一 関係法令並びに条例及び規則に基づく規則等の規定を遵守し、誠実に指定管理者業務を行うこと。

二 当該公の施設を利用しようとする者に対して不当な差別的取扱いをしないこと。

三 指定管理者業務に関連して取得した個人に関する情報その他の情報を適切に取り扱うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、知事等が定める基準
(規則等への委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第五条の規定は、平成十八年四月一日から施行する。

指定管理者による公の施設の管理に関する条例施行規則（平成十七年七月八日規則第七十号）
（趣旨）

第一条 この規則は、指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成十七年愛知県条例第五十二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例第三条第一項の規則で定める事項）

第二条 条例第三条第一項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地
- 二 指定管理者に行わせる公の施設の管理に関する業務の範囲
- 三 指定管理者の指定の期間
- 四 指定管理者の指定の申請の方法
- 五 指定管理者の選定に係る審査の基準
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

（指定管理者の指定の申請等）

第三条 条例第三条第二項の規定による申請は、知事が定める期間内に、指定管理者指定申請書（様式第一）を知事に提出することにより行うものとする。

2 条例第三条第二項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 定款又はこれに準ずるもの
- 二 申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書又はこれに準ずるもの
- 三 知事が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの
- 四 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- 五 現に行っている業務の概要を記載した書類
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（名称等の変更の届出）

第四条 指定管理者は、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかに、名称等変更届出書（様式第二）にその事実を証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名
- 二 その他知事が定める事項

（雑則）

第五条 この規則に定めるもののほか、指定管理者による公の施設の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年六月二十八日規則第四十九号）

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

愛知県知事 殿

申請者 主たる事務所の所在地

名称

代表者氏名

下記の公の施設の指定管理者の指定を受けたいので、指定管理者による公の施設の管理に関する条例第 3 条第 2 項の規定により申請します。

記

公の施設の名称

（添付書類）

- 1 指定管理者業務の実施に関する計画書
- 2 定款又はこれに準ずるもの
- 3 申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書又はこれに準ずるもの
- 4 知事が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの
- 5 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- 6 現に行っている業務の概要を記載した書類
- 7 その他知事が必要と認める書類

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

名 称 等 変 更 届 出 書

年 月 日

愛知県知事 殿

申請者 主たる事務所の所在地

名称

代表者氏名

下記のとおり変更があったので、指定管理者による公の施設の管理に関する条例施行規則第4条の規定により届け出ます。

記

1 変更の内容

変更に係る事項	変 更 後	変 更 前

2 変更年月日

(添付書類)

変更の事実を証する書類

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。